



環境白書の刊行に当たって

20世紀は、科学技術や産業のめざましい発展により、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルをつくり上げた世紀です。

その結果、物質的な繁栄がもたらされた一方で、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球規模の問題から身近な廃棄物問題にいたるまで、様々な環境問題が発生しています。

「環境の世紀」である21世紀を迎えた今日、これらの複雑多様化した環境問題を解決し、豊かな地球環境を次世代に確実に継承していくためには、これまでの社会経済の仕組みや生活のあり方を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会へ転換していくことが重要です。

このため、県では、平成11年を「環境元年」と位置づけ、「環境にやさしい大分県（エコおおいた）」の実現を目指して、「大分県環境基本条例」をはじめとする環境三条例や「豊の国エコプラン」を策定し、様々な施策を県民、事業者及び行政が一体となって積極的に推進しています。

こうした中、昨年3月に策定した「大分県廃棄物処理計画」に基づき、平成22年度までに一般廃棄物の最終処分量を市町村等のごみ焼却施設の集約化などにより現状の3分の1以下に、産業廃棄物を建設廃棄物の再資源化などにより5分の1以下にそれぞれ大幅削減することを目標に、循環型社会の実現に向けてごみの減量化・リサイクルを推進しています。

また、昭和47年に制定した「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」を、瀬戸内地域における総量規制制度の導入や近年のリサイクル業種への転換等に対応するために昨年12月に改正し、瀬戸内海等における水質の一層の保全を図ることとしています。

さらに、昨年3月に策定した「大分県新エネルギービジョン」に基づき、本年3月には「大分県エコエネルギー導入促進条例」を制定し、地熱をはじめ風力、バイオマス等の環境にやさしいエネルギーの導入促進を図ることとしています。

この白書は、平成13年度における本県の環境の現状と環境保全のために講じた施策の内容等を取りまとめたものです。県民の皆様幅広く活用され、環境問題についての理解と関心を一層深めていただくとともに、日常の具体的な環境保全活動への一助としていただければ幸いです。

平成15年3月

大分県知事 平松守彦





大分県環境白書 目次

第1章 環境行政の総合的 ・計画的推進	5	第5節 身近な自然の保全と快適空間の創造	48
第1節 環境行政の基盤	5	第1 ゆとりある生活空間の保全と創造	48
1 大分県環境基本条例	5	1 都市環境の整備	48
2 環境基本計画「豊の国エコプラン」の推 進	7	2 都市公園の整備	49
3 大分県環境影響評価条例	17	第2 美しい都市景観の形成	52
4 大分県生活環境の保全等に関する条例	17	1 都市計画の状況	52
第2節 環境保全体制の整備等	18	2 市街地開発事業	52
1 関係法令等の整備状況	18	3 街なみ環境整備事業	52
2 県における環境行政の推進体制	20	第3 身近な緑の保全と創造	53
3 市町村における環境行政の推進体制	20	1 環境緑化の推進	53
第2章 豊かな自然との共生と快適な地域 環境の創造	29	第4 身近な水辺の創造	56
第1節 豊かな自然の保護・保全	29	1 河川環境の整備	56
第1 自然公園等の保護・保全	29	2 砂防事業における環境保全対策	56
1 自然公園等の現況と保全	29	3 港湾の環境保全対策	57
第2 自然景観の保全と活用	36	4 農村の環境保全対策	58
1 沿道環境美化の現況	36	第5 歴史的・文化的遺産の保全と活用	58
2 沿道環境美化の推進	36	1 文化財の保護	58
3 自然公園施設の整備	37	第3章 循環を基調とする地域社会の構築	61
第3 森林の保全	38	第1節 大気環境の保全	61
第4 水辺の保全	40	第1 大気汚染防止対策の推進	61
1 河川環境の保全	40	1 大気汚染の現況	61
2 砂防事業における環境保全対策	40	2 自動車排ガス等の現況	67
第2節 温泉の保護と適正利用	40	3 大気保全対策	70
1 温泉の現況	40	4 環境放射能監視の現況	76
2 温泉の行政処分状況	41	第2 騒音・振動防止対策の推進	77
3 温泉に関する調査研究	41	1 騒音の現況と対策	77
4 温泉資源の保護と適正な利用	42	2 振動の現況と対策	78
第3節 多様な生態系の保全	44	3 自動車騒音・振動の現況と対策	79
1 自然環境の現状把握	44	4 航空機騒音の現況と対策	80
2 鳥獣保護の推進	45	第3 悪臭防止対策の推進	81
第4節 自然とのふれあいの推進	47	1 悪臭の現況と対策	81
1 自然保護思想の普及啓発	47	2 畜産環境保全の現況と対策	81
		第2節 水環境の保全	84
		第1 水質汚濁防止対策の推進	84
		1 水質の現況	84
		2 水質保全対策	96
		3 生活排水対策の推進	107
		4 瀬戸内海の環境保全計画の推進	113
		5 漁場環境保全の現況と対策	115
		6 公害被害の救済の状況	116



第2 水の循環的利用 ……116	第6章 環境保全のための共通基盤的施策の推進 ……159
1 水道の整備 ……116	
第3節 土壌・地盤環境の保全 ……118	第1節 環境影響評価の推進 ……159
1 土壌汚染防止対策等の推進 ……118	1 環境影響評価の現況 ……159
第4節 化学物質による環境汚染の防止 ……118	2 本県における環境影響評価の実施状況 ……159
1 ダイオキシン類対策 ……118	第2節 普及啓発の推進 ……162
2 化学物質に関する環境調査 ……125	1 啓発活動の実施状況 ……162
3 農薬危害防止対策 ……127	2 環境月間行事の実施状況 ……162
第5節 廃棄物の発生抑制と適正処理 ……128	第3節 環境情報の整備と提供 ……164
第1 一般廃棄物の発生抑制と適正処理 ……129	第4節 調査研究、監視・観測等の推進 ……165
1 一般廃棄物の現況 ……129	1 衛生環境研究センターの概要 ……165
2 一般廃棄物処理対策 ……130	2 環境保全に関する調査研究の実施状況 ……166
第2 産業廃棄物の発生抑制と適正処理 ……137	第5節 規制的手法の活用 ……169
1 産業廃棄物の現況 ……137	1 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況 ……169
2 産業廃棄物処理対策 ……137	2 公害防止協定締結の現況 ……169
第4章 すべての主体が参加する地域社会の形成 ……145	3 土地利用対策 ……170
第1節 環境教育・学習の推進 ……145	4 工場立地対策 ……171
1 環境教育・学習の実施 ……145	5 環境犯罪の取締り ……172
2 社会教育としての環境教育 ……147	第6節 公害防止計画の推進 ……172
3 学校における環境教育 ……147	1 計画の策定状況 ……172
第2節 自発的活動の促進 ……141	2 計画の概要 ……173
第1 環境にやさしい大分県（エコおおいた）の実現に向けた取組 ……148	3 公害防止対策事業の推進状況 ……173
1 県民の自発的活動の促進 ……148	第7節 公害紛争等の適正処理 ……173
2 事業者の自発的活動の促進 ……149	1 公害苦情及び紛争の処理 ……173
3 市町村の率先行動の推進 ……152	第8節 経済的措置の活用 ……174
第5章 地球環境問題への取組の推進 ……153	1 環境保全対策のための融資制度 ……174
第1節 地球環境保全の推進 ……154	
第1 地球温暖化防止対策の推進 ……154	
1 地球環境保全行動の推進 ……154	
第2 オゾン層保護対策の推進 ……155	
1 国際的な取組と我が国の対応 ……155	
2 県の取組 ……155	
第3 酸性雨対策の推進 ……156	
1 本県の取組 ……156	
2 全国の実況 ……156	
第4 熱帯林の保護 ……156	
第2節 国際協力の推進 ……157	



第1章 環境行政の総合的・計画的推進

第1節 環境行政の基盤

1 大分県環境基本条例

今日の環境問題に適切に対処していくには、県民、事業者及び行政の各主体が公平な役割分担のもと、協調し、積極的に環境に配慮した取組を進めていく必要がある。

このため、本県の環境の保全に関する基本理念や施策の方向等を明らかにし、環境そのものを総合的に捉えた計画的な施策を推進する必要があることから、環境基本法（平成5年施行）の基本理念に基づき、本県の今後の環境行政の根幹を示す「大分県環境基本条例」（平成11年9月施行）を制定している。また、この基本条例の基本理念を踏まえ、「大分県環境基本計画」を策定するとともに「大分県環境影響評価条例」

及び「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定している。

本条例は、その前文において、豊かな自然と人間とが共生する「生活優県大分」の実現を目指していく決意を示し、基本理念として、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」、「地球環境の保全」の3つを定めるとともに、環境の保全に関する基本的施策として、「環境基本計画の策定」、「環境影響評価の推進」、「環境保全に関する教育・学習等」、「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」、「環境管理（ISO14001等）の普及」等を定めている。

図1-1-1 環境に関する条例及び計画の概要

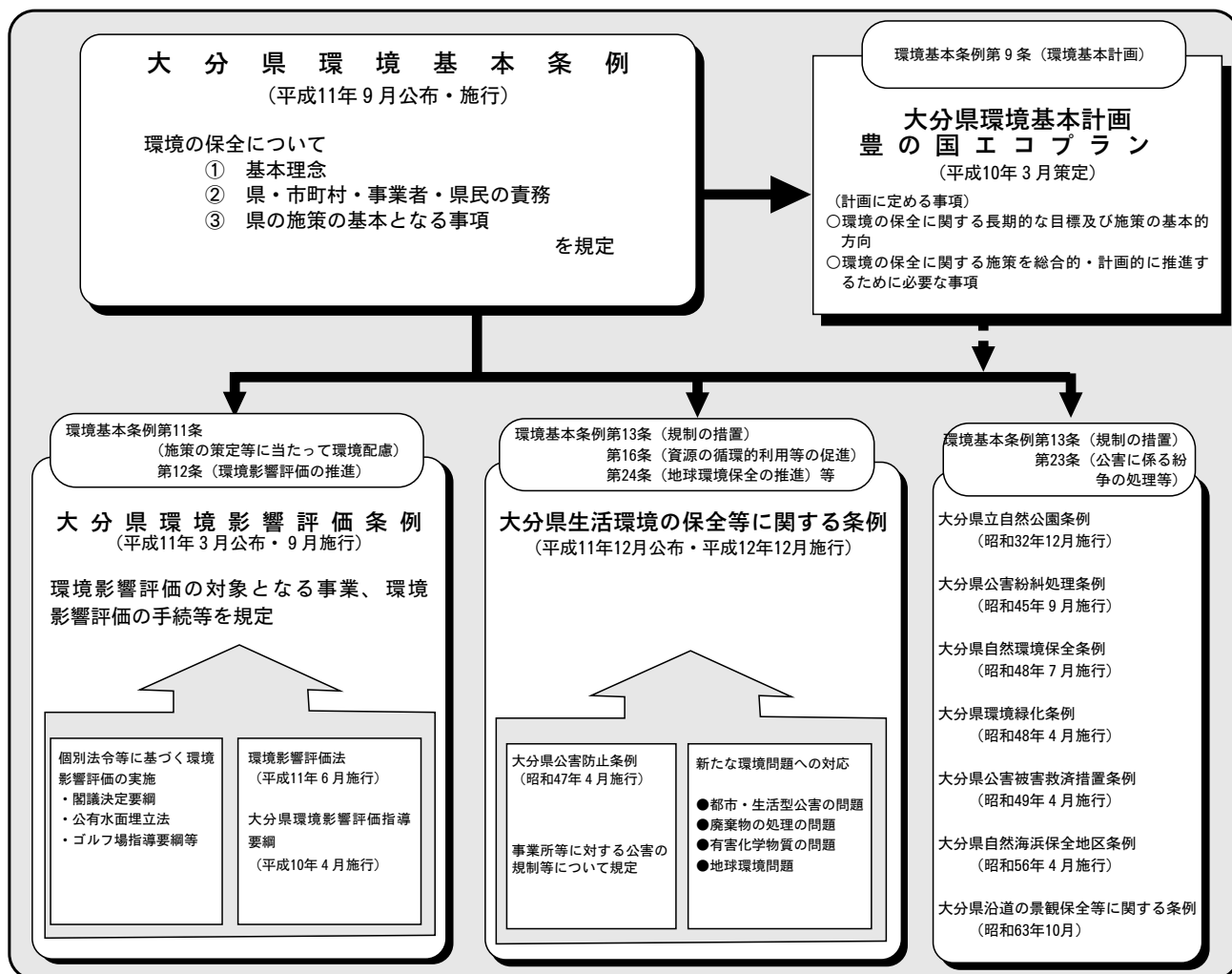
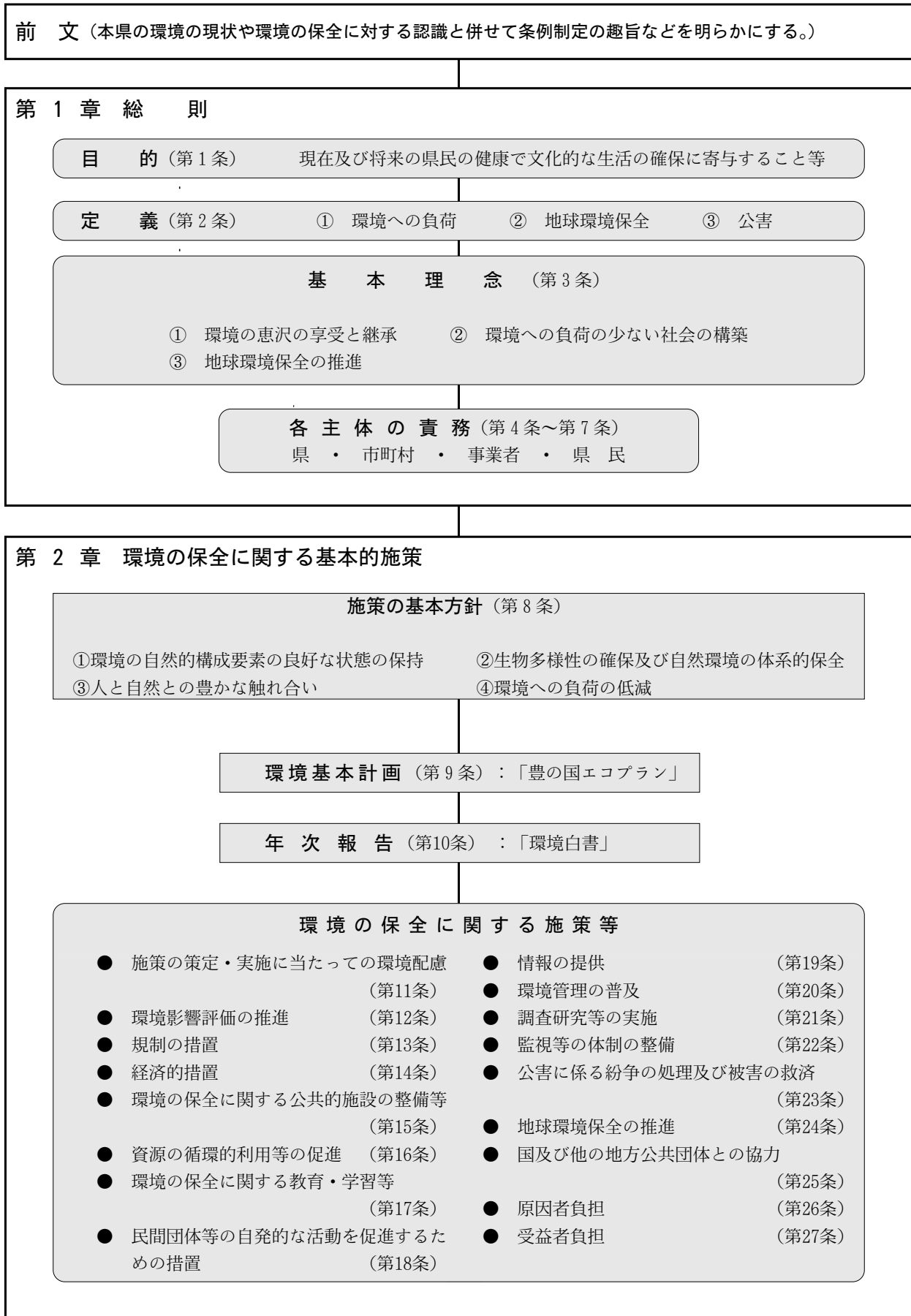




図1-1-2 大分県環境基本条例の体系図





2 環境基本計画「豊の国エコプラン」の推進

「豊の国エコプラン」（平成10年3月策定）は、今日の複雑・多様化した環境問題に適切に対処していくため、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから策定したもので、このエコプランには、「豊かな自然と人間とが共生する豊の国」を実現するため、「自然環境の保全」と「快適環境の創造」を長期的目標として掲げ、これらの目標を達成するための具体的施策や県民、事業者及び行政の各主体の果たすべき役割などを定めている。

平成13年度には、「豊の国エコプラン」に掲げる各種の環境保全施策を推進し、目標の確実な達成を図るため、「エコおおいた推進事業」、「豊の国エコライフ実践事業」、「エコ教育推進

事業」等を展開した。

具体的な施策としては、県民、事業者及び市町村を対象に「エコおおいた推進大会」の開催、市町村のISO14001の普及拡大を図るための「市町村に対するISO14001認証取得支援事業」、県民の環境保全活動を推進するための「豊の国エコライフ県民の誓いキャンペーン」、事業所における環境に配慮した事業活動を促進するための「エコおおいた推進事業所の登録」や地域の環境保全活動を行う人材を育成するための「おおいた環境塾」の開講等を行ったほか、県においても「環境マネジメントシステムの適切な運用に努めるなど環境保全活動に率先して取り組んだ。

なお、「豊の国エコプラン」の概要は、図1-1-3のとおりである。

図1-1-3 「豊の国エコプラン」の概要

計画の目的

豊かな自然に恵まれ、公害のない安全で住みよい快適な環境を創造するために必要な各種の環境保全施策を環境と開発の調和に配慮しながら、総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

計画の性格

この計画は、本県の環境行政の基本となる計画であり、21世紀に向けて本県が実施すべき環境の保全に関する各種の施策の基本的方向や目標、県民、事業者及び行政の各主体の役割などを示すものであると同時に次のような性格を有している。

- 大分県長期総合計画の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化する。
- 県が策定する環境の保全に関する個別計画や指針等の基本的方向を示す。
- 環境に影響を及ぼす県の各種施策や事業について、環境の保全に関して整合すべきものである。
- 市町村の環境の保全に関する計画の策定や施策の実施に当たって指針となる。

計画の期間

計画の期間は、1998年度（平成10年度）から2010年度（平成22年度）までの13年間とする。

計画策定の基本的視点

- 地域の環境を重視するという視点
- 健全な環境を将来の世代に引き継ぐという視点
- 地球環境問題をも念頭に置くという視点

(1) 「生活優県おおいた」の実現に向けた取組

近年、環境問題は非常に複雑・多様化しており、21世紀を迎えた今日、早急に解決を図っていかねばならない課題が山積している。

こうしたなか、本県においても、ISO14001の認証を取得した平成11年を「環境元年」と位置づけ、広範にわたる環境施策を推進するとともに、県民、事業者及び行政の各主体が公平な役割分担のもと、連携・協力して環境に配慮した自主的、積極的な取組を行

うことにより、人々が末永く住み続けたいと願う「生活者に優しい暮らしやすい地域社会」＝「エコおおいた」の創造を目指している。

「エコおおいた」の基幹的推進組織として県民、事業者及び行政で構成する「エコおおいた推進県民会議」（平成11年度）を設置し、これを中心に環境保全に向けた県民運動を展開している。また、同会議の専門会議である「ごみゼロおおいた推進会議」において、ゼロエミッション社会の構築に向け、一般廃棄物、産業廃棄物を含めたごみの減量化・リサ



イクル方策の検討を行っている。

また、エコおおいた推進大会の開催、豊の国エコライフ県民の誓いキャンペーン、環境家計簿の作成配布、エコおおいた推進事業所の登録、ミニ太陽光発電システムの貸与事業、「エコ幼稚園・保育所」のモデル指定、「おおいた環境塾」の開講等を実施し、県民の環境保全に対する意識啓発や自発的活動の促進に努めた。また、県自らの取組として、「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減対策を推進したほか、ISO 14001環境マネジメントシステムについても、その一層の定着を図るとともに、これを県内の市町村や企業への普及を図るため、セミナーの開催、補助、融資及び技術アドバイザーの派遣等の支援措置を講じた。

平成14年度は、引き続き、エコおおいた推進大会の開催、「おおいた環境塾」の開講、エコおおいた推進事業所の登録、新たに、環境保全活動に積極的に取り組む家族を広く募集し、家庭からの環境保全意識をの高揚を図るための「環境家族」の育成事業、家庭や学校などにおける環境学習活動を推進するために、「おおいた環境学習ガイド」の作成をするほか、ISO 14001環境マネジメントシステムについても、その的確な運用に努めるとともに、県内の市町村や企業に対しても認証取得に向けた支援措置を講じることとしている。

また、恵まれた美しい自然と産業が共生する「エコ・アイランド九州」の実現を目指して、各県が抱えている「環境ホルモン等の新たな化学物質の調査研究方法等についての連携強化」、「県境を越えた河川の水質汚濁防止対策の推進」、「廃棄物の広域的なりサイクル

等の検討」などの県境を越えて発生する環境問題について、九州各県が共同して取組を行っている。

(2) ISO 14001環境マネジメントシステムの推進

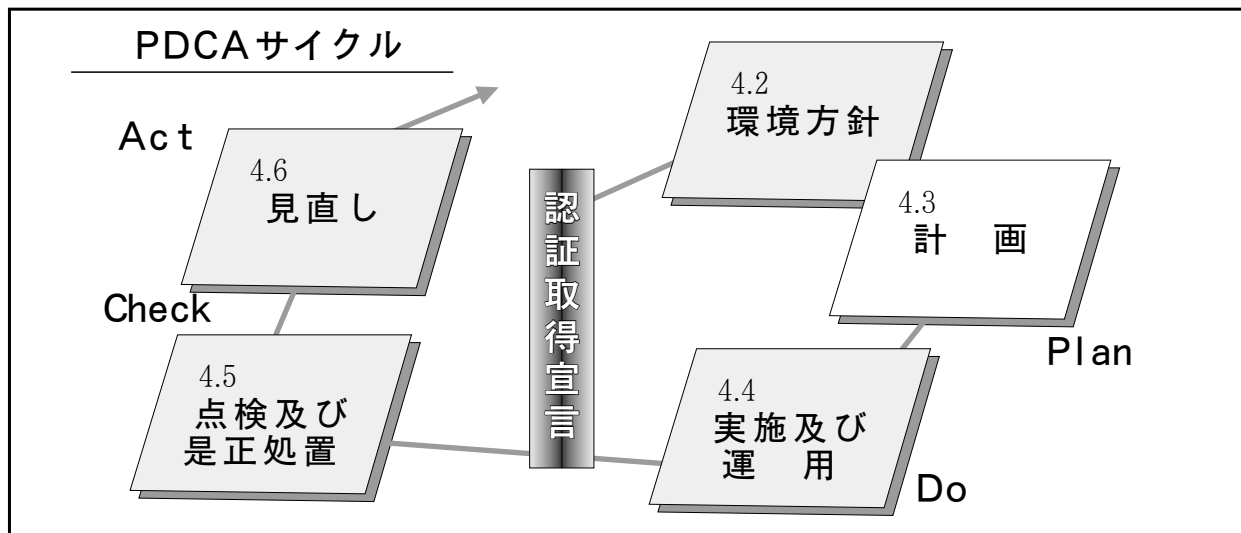
[1] 認証取得の経緯

県の全ての事務事業を環境に配慮したものにしていくなために、審査登録機関である(財)日本品質保証機構(JQA)の審査を受け、平成11年1月18日に全国の都道府県に先駆けて環境管理の国際規格であるISO 14001の認証を取得した。

本県のシステムは単なるエコオフィス活動を行うためのものではなく、直接的・間接的な環境負荷の低減はもちろん、公害の未然防止、ダイオキシンや環境ホルモン等の有害化学物質対策、ごみの発生抑制・リサイクル対策、地球温暖化防止対策など、県の環境基本計画「豊の国エコプラン」に掲げる広範にわたる環境保全施策を具体的な目標を設定して進行管理していくシステムである。

本県の環境マネジメントシステムは、計画(Plan)し、実施・運用(Do)し、その結果を点検・是正(Check)し、もし不都合があればこれを見直し(Act)、改善して再度計画を立てるというPDCAサイクルにより推進されている。(図1-1-4)

図1-1-4





[2] システムの運用状況

① 環境方針

認証取得に先立ち、県がシステムを構築・運用していく上での基本的方向を示すものとして、平成10年12月1日に環境管理総括者である知事が環境方針を決定している。

この環境方針では、下表のとおり県の環境基本計画「豊の国エコプラン」の4つの基本目標を取組の柱に掲げている。

環 境 方 針

地球温暖化に代表される今日の地球規模の環境問題の解決を図ることは人類共通の課題であり恵み豊かな環境を健全な状態で保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であります。

私はこのことを念頭に置き、豊かな自然と人間とが共生する「適正共生社会」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かで多様な自然を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間や美しい都市景観の確保などを進め、豊かな自然と人間とが共生する快適でうおいのある地域環境を創造します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気環境や水環境等の保全、化学物質による環境汚染の未然防止、資源やエネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生抑制やリサイクルなどの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、環境への負荷を抑えた循環を基調とする地域社会を構築します。

3 すべての主体が参加する地域社会の形成

環境教育・学習の推進や環境にやさしい事業活動の促進を通じて、県民、事業者及び行政の各主体が自らの行動を環境に配慮したものに転換し、公平な役割分担のもとに連携・協力しながら環境保全活動に参加する地域社会を形成します。

4 地球環境問題への取組の推進

県民、事業者及び行政の各主体それぞれの役割に応じた取組を地域で進め、地球環境への負荷の少ない社会づくりを目指して積極的な取組を推進するとともに、国、国際機関、その他の関係団体とも連携しながら地域からの国際協力を推進します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

1998年12月1日

大分県知事 平 松 守 彦



② 適用対象

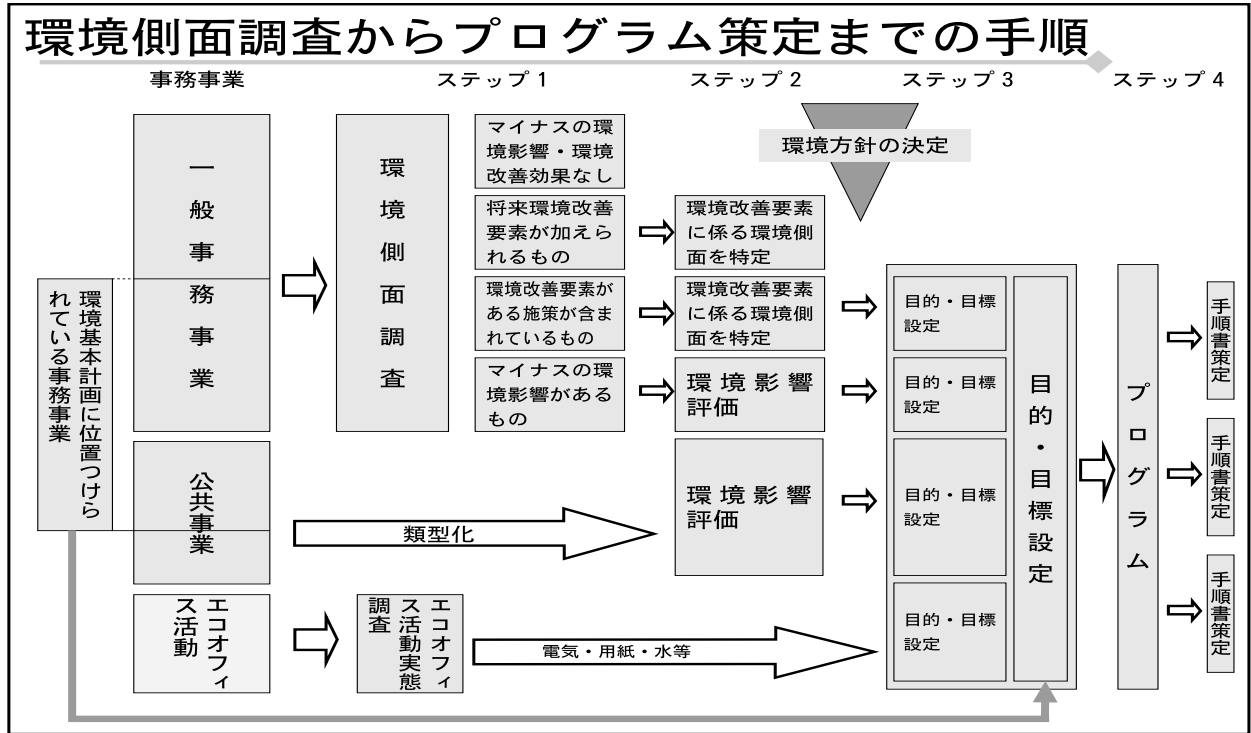
本県の環境マネジメントシステムの対象は下記のとおりである。

区域－県庁舎、共同庁舎、総合庁舎の3庁舎

組織－知事部局の8部と出納事務局（本庁）

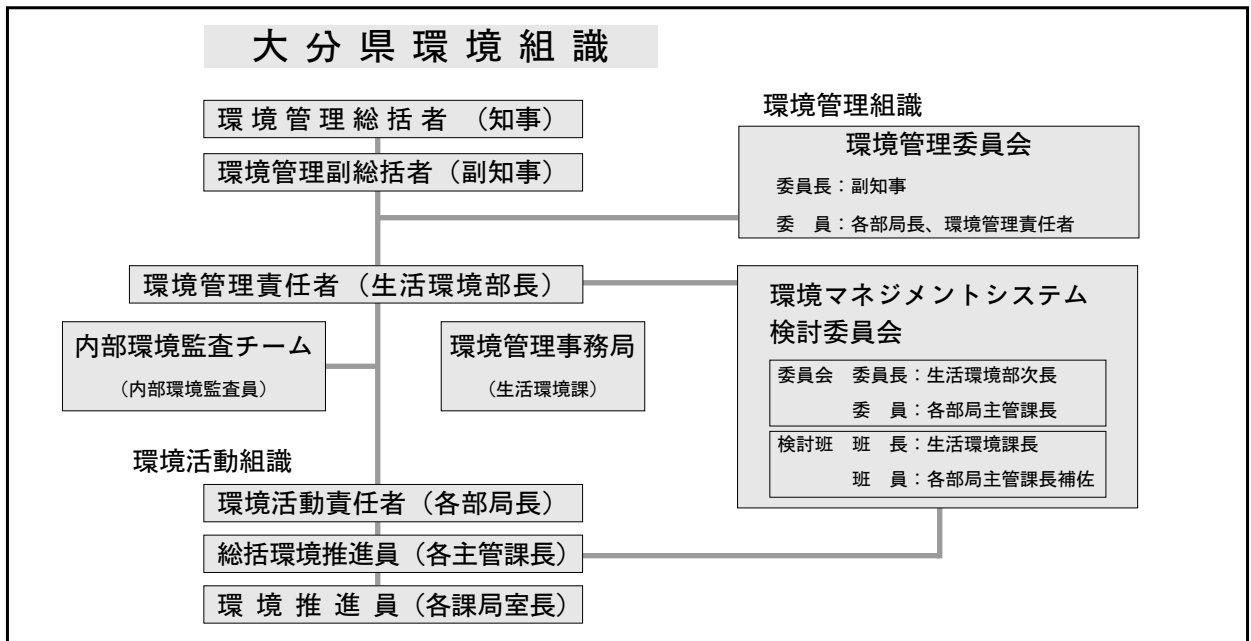
事業－上記組織で実施する全ての事務事業

- ・一般事務事業（環境基本計画に位置づけられているもの等）
- ・公共事業
- ・エコオフィス活動



③ 環境管理組織

本県の環境マネジメントシステムは、知事を環境管理総括者とする環境組織（下図）のもと、総合的かつ体系的に運用している。





④ 環境教育訓練

ア 職員研修

システムを円滑に運用していくには、職員各自がシステムにおける自己の役割と責任を自覚し、日常の取組みを重ねていくことが重要であるため、平成13年度においては下記のとおり研修を実施した。

研修名	対象者	実施日	内容
環境活動責任者研修	環境活動責任者 (各部局長)	5月21日	I S O 14001の進捗状況及び管理について
管理者・管理監督者研修	各部次長・課局室長・課長補佐等	7月17日	大分県環境マネジメントシステム概要 講演「地球環境とエネルギー」
		8月2日	大分県環境マネジメントシステム概要 講演「国際社会における地球環境問題と個人の役割」
一般職員研修	全職員	通年	大分県環境マネジメントシステム概要 エコオフィス活動の取組 等
新採用職員研修	新規採用職員	4月13日 4月20日 4月21日	大分県の環境行政の現状と課題
公共工事従事者研修	公共工事従事者	1月31日	大分県環境マネジメントシステム概要 講演「水環境の保全」
		2月5日	大分県環境マネジメントシステム概要 講演「公共事業と環境問題」
法規制等適用施設管理担当者研修	法規制等適用施設管理担当者	7月4日	I S O 14001における法規制 等
環境監査員養成研修	環境監査員候補者等	9月5日	環境マネジメントシステム概要 監査手法のワークショップ
環境監査員研修	環境監査員	9月28日	大分県環境マネジメントシステム概要
		10月2日	監査の具体的手法

イ 環境情報誌の発刊

職員の環境意識の向上を図るため、I S O関係の情報はじめとした幅広い環境情報を盛り込んだ環境情報誌「ECO OITA」を年8回発刊した。

この情報誌は、イントラネット上の掲示板に掲示し、いつでも職員が閲覧できるようにすることにより、職員にとって環境情報をより身近なものにしている。

ウ 環境手帳の配布、携帯

本県ではポケットサイズの環境手帳を作成し、全職員が常時必携としている。

環境手帳には、環境方針、全庁共通の目的・目標をあらかじめ記載しており、各職場の環境目的・目標、環境教育・訓練受講記録を各自で記載するようにしている。

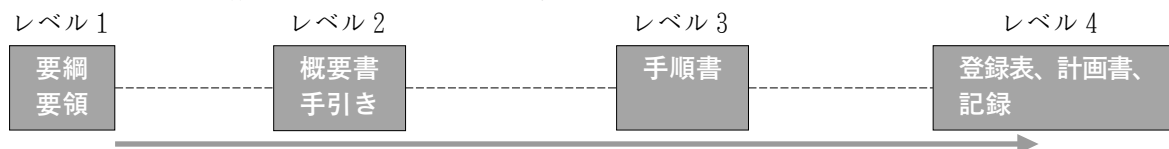


⑤ コミュニケーション

本県では県民からの意見を県政へ広く取り入れるために「エコカード」という制度を創設しているが、平成13年1月から10月の間にこのエコカード等により32件の環境に関する意見等が寄せられ、提案者に対して回答をするのとともに対策等を講じた。

⑥ システム文書

本県のシステムの構築・運用に必要な作業や取り決めはすべて文書や記録によって表記さしているが、システム文書等の構成は下図のとおりである。





平成14年3月にシステム文書を一部改正しているが、主な変更内容の概要は次のとおりである。

<p>○エコオフィス活動実態調査の内容変更 従来調査対象としていた、「燃料使用量」、「複写用紙等購入量」等について、「エコオフィス活動監視測定結果記録報告」等により把握が可能のため、事務簡素化の観点から、調査対象から外した。 また、紙使用量削減の観点から、報告方法を庁内LAN上で入力する報告形式に変更する方向で作業を進めた。</p> <p>○手順書の様式の変更 手順書はシステムの中でも下位文書であり、手順書自体への押印の必要性が乏しいため、事務簡素化の観点から、手順書の環境活動責任者等の押印欄を撤廃した。</p> <p>○職員提案方法の変更 従来、職員提案は、環境推進員、総括環境推進員、環境活動責任者を經由して環境管理責任者に提出するようにしていたが、職員から直接環境管理事務局へOKメール（庁内LAN）で容易に提案出来るようにしました。</p> <p>○「エコオフィス活動に係る報告」の報告方法の変更 従来、エコオフィス活動に係る報告は紙媒体で提出していたが、事務簡素化及び紙使用量削減の観点から、「エコオフィス活動監視測定結果報告システム」を開発し、庁内LANによる報告に変更した。（14年度にシステム稼働予定）</p> <p>○「法規制等遵守状況の監視測定結果報告」の報告時期の変更 従来、環境推進員等から環境活動責任者への監視測定結果の報告は、監視測定を行った月の翌月に行っていたが、事務簡素化の観点から、監視測定を行った四半期の翌月に報告することにした。（ただし、測定結果が基準値を超えている等、重大な不適合が生じることが予想される場合はその都度報告することとしている。）</p>

⑦ 環境目標達成状況

大分県環境マネジメントシステム第1期（平成11年度～平成13年度）の最終年度である平成13年度には、豊の国エコプランの4つの施策の基本目標について、93項目の環境目標を設定して取組を進めた結果、全ての目標項目について、おおむね目標を達成することができた。

主な環境目標の達成状況は次のとおりである。（全項目の達成状況は資料編に添付）

IPラフの4つの施策	環 境 目 標	達成状況	担当部局
(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造 (37項目)	①公共工事において発生するアスファルト廃材、コンクリート廃材の再生利用率 (90%)	アスファルト 99.9% コンクリート 99.0%	土木建築部 ほか
	②都市住民等を対象とする山林作業体験等の推進	32市町村で延べ57回	林業水産部
(2) 循環を基調とする地域社会の構築 (21項目)	①公共下水道の普及率の向上	35.7%	土木建築部
	②農業集落排水処理施設の整備 (33か所整備、処理可能人口27,218人)	33か所 27,218人	農政部
(3) 全ての主体が参加する地域社会の形成 (12項目)	①こどもエコクラブ登録数 (58クラブ)	65クラブ	生活環境部
	②母親クラブによる環境づくり活動の促進	54クラブ	福祉保健部
	③市町村のISO14001の認証取得の支援	8市町	生活環境部
(4) 地球環境問題への取組の推進 (23項目)	①執務室電気使用量 (対9年度比7%節減)	△13.0%節減	土木建築部 ほか
	②可燃ごみ排出量 (対9年度比20%節減)	△44.2%削減	総務部ほか
	③複写用紙使用量 (対9年度比25%節減)	△53.3%削減	生活環境部 ほか



⑧ エコオフィス活動の成果

本県の環境マネジメントシステムの中では、県も一事業者として日常業務の中での節電や紙ごみ等廃棄物の削減などの「エコオフィス活動」に取り組むことにより、環境にやさしいオフィスづくりを目指して来たが、その成果及び累計節減金額等は次のとおりである。

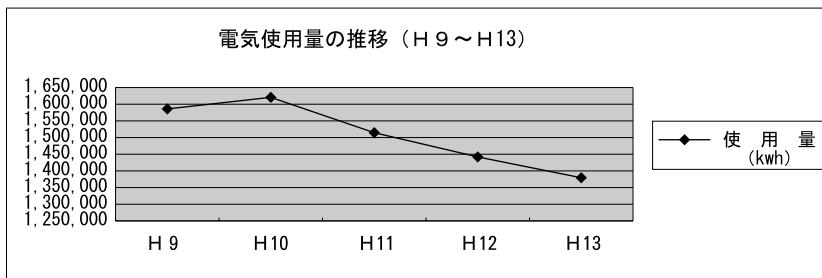
節減金額の積算対象となるもの

取組対象	平成13年度実績 (対平成9年度)	対平成9年度累計節減 実績 (H10～H13)	累計節減金額 (H10～H13)
執務室内電気使用量	△13.0%削減	△386,855kw	△5,183,679円
ガス使用量	△13.0%削減	△272,570m ³	△5,894,290円
水道使用量	△6.6%削減 (対H7)	△649m ³	△324,500円
可燃ごみ排出量	△44.2%削減	△738.1 t	△5,234,767円
複写用紙使用量	△53.3%削減	△103,774千枚	△95,302,161円
累計節減金額			△111,939,397円

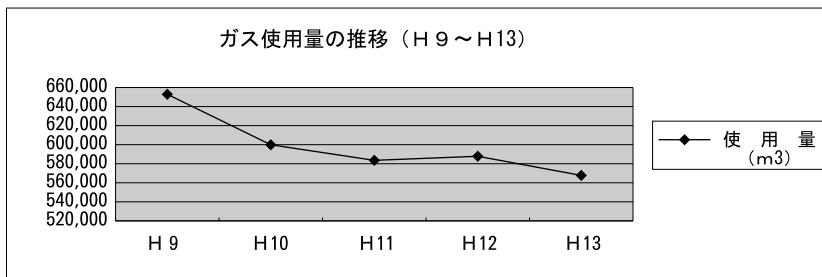
リサイクル可能量等の積算対象となるもの

取組対象	取組実績	リサイクル可能量等
割り箸回収量	410.5kg(H11～H13)	A4のコピー用紙を約33,400枚製造可能
再生複写用紙の利用量	108,404千枚(H10～H13)	上質紙を同量利用した場合と比較して高さ8m、直径14cmの木を約12,000本切らずに済んだ換算

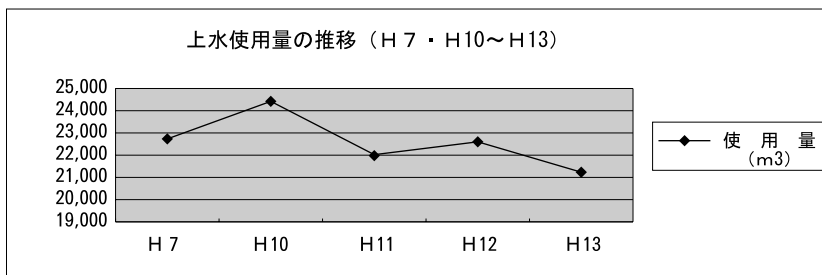
電気使用量の推移 (H9～H13)



ガスの使用量の推移 (H9～H13)

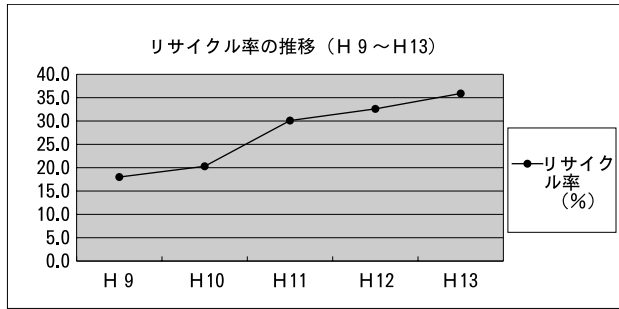
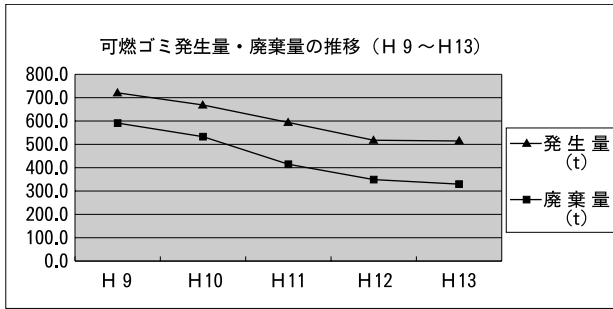


上水使用量の推移 (H7・H10～H13)

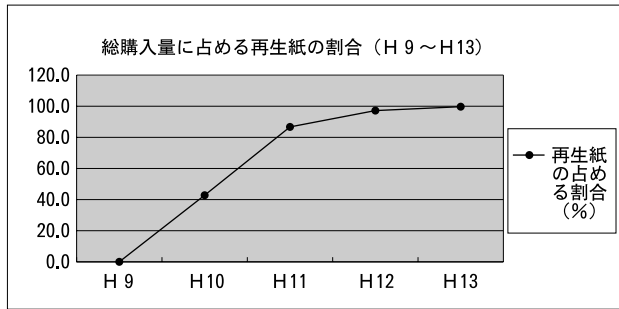
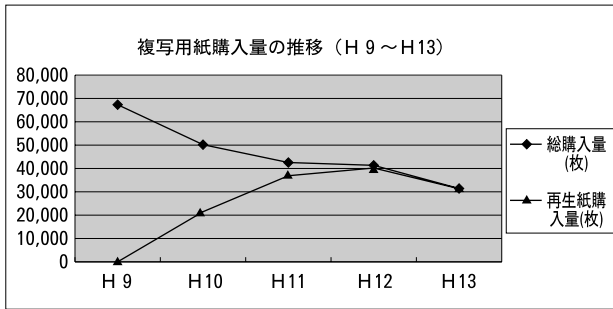




可燃ごみ発生量・廃棄量・リサイクル率の推移 (H9～H13)



複写用紙購入及び購入量に占める再生紙の割合の推移 (H9～H13)



⑨ 内部環境監査

平成13年度の環境監査は、31名の内部環境監査チーム（環境監査員）により、10月12日（金）から19日（金）までの間に各部局毎に実施された。

平成13年度 I S O 定期環境監査日程

実施日	対象部局
10月12日	生活環境部、土木建築部、商工労働観光部
10月15日	生活環境部
10月16日	総務部、企画文化部、福祉保健部、生活環境部、出納事務局
10月17日	総務部、福祉保健部、商工労働観光部、農政部、林業水産部
10月18日	農政部
10月19日	林業水産部

環境監査結果の概要は下記のとおりであるが、環境管理総括者（知事）がシステムの見直しを行う際の判断材料に用いることになる。また、監査の結果、文書または口頭で指摘がなされた部局は、システムがスムーズに運用されるように是正措置等を講じるなど継続的改善を図った。

環境監査員による注意事項等(抜粋)

- ・課内の一般職員研修が実施されていない。
- ・エコオフィス活動に係る監視測定担当者が指定されていない。
- ・手順書の内容が実態に即したものとなっていない。
- ・環境目的・目標に係る監視測定結果の報告について、3が月ごとに環境活動責任者（各部局長）に報告されていない。
- ・エコオフィス活動監視測定結果報告について、毎月、環境活動責任者に報告されていない。

⑩ 更新審査結果

平成11年1月に I S O 14001 の認証を取得してから3年を経過するため、認証登録の継続を目的として、登録審査機関（JQA）による更新審査を11月26日（月）から28日（水）の3日間にわたり受審した。

改善指摘は特になく更新が完了し、12月7日付けで登録が改訂された。（更新日は平成14年1月18日となる。）

審査の概要及び結果は次のとおりである。



11月26日（月）

○オープニングミーティング（10：00～10：30）

環境管理責任者である生活環境部長や各部局の総括環境推進員（主管課長）が出席し、最初に環境管理責任者がシステム更新にあたっての県の方針を説明し、その後、登録審査機関（JQA）から更新審査の進め方、ポイントなどについて説明があった。

○環境管理事務局審査・ブリーフツアー（10：30～16：00）

環境管理事務局及び法規制施設管理担当者が、審査員に対し県庁3庁舎の危険物保管場所や廃棄物処理体制などについて説明した後、実際に各施設の管理状況をチェックした。

その後、環境管理事務局が審査員に本県のISOの全般的な3年間（2年半）の取組実績及び今後の展開などについて説明した。

○知事インタビュー（15：00～16：20）

審査員からの「環境行政への基本的な考え方やこれまでのISOの成果」などについてのインタビューに対応する形で、知事が、「これからもより一層、県の全ての事務事業を環境に配慮したものにしていこうこと」などを説明した。



11月27日（火）・28日（水）

○部局別審査

2日目、3日目は、審査員が2班に分かれて、各部局の審査を実施した。

部局別審査では、各部局の総括環境推進員（主管課長）をはじめとして目的・目標、法規制対象施設の関係環境推進員（課局室長）などが、審査員に対して、所管する目的・目標の達成状況、第2期の目標設定の考え方、法規制の遵守状況の監視測定結果などについて説明した。

また、審査員の指示に従い、エコオフィス活動の取組結果報告、一般職員研修の実施状況などについて関係書類を提示しながら説明したが、「関係書類は非常に良く整理されている」とのコメントがあった。

部局別審査の日程

実施日	審査時間	チーム 1	チーム 2
27日（火）	10：00～12：00	林業水産部	商工労働観光部
	13：00～14：30	出納事務局	生活環境部
	14：30～16：00	企画文化部	
28日（水）	10：00～12：00	福祉保健部	農政部
	13：00～15：00	総務部	土木建築部

○クロージングミーティング（28日 16：30～17：00）

審査員から3日間の審査結果について説明されたが特に改善指摘もなく、下記のとおり、システムの中で特に優れている点、今後のシステム改善の余地についての審査所見があった。

審査登録機関（JQA）による審査所見

【ストロングポイント】…システムの中で特に優れている点

- 登録以降の3年間を第1期として目的目標が設定され、達成状況について担当部署による分析評価が行われ、その結果を基に次期目的・目標の設定のスタンスが明確にされている。
また、これまでのISOシステムの成果を県民により分かりやすくするために、現在の目標数値化率46%からさらに高い数値化率を図ることを目指している。今後これら目標値の数値化とともに、成果指標の開発による環境への寄与度が明確に提示されることが期待される。
- 林業水産部で14年度以降の目的・目標として予定されている植樹ボランティアの育成、企画文化部での目的・目標である再生可能な地域エネルギーの開発・利用においては、林業と水産両面からの豊かな漁場面積の確保、環境保全を考慮した新エネルギーの創生等「省環境」から更に「創環境」を旨としている点でその意義は高い。



〔改善の機会〕…システムの中で今後改善の余地がある点についてのアドバイス

1. 目的・目標として、エコオフィスが対象である部署及びこれに類する活動を実施する部署においては、該当する部署の13年度までの目標達成率は極めて良好であることが確認できた。その結果、14年度以降の目的・目標はこれらの100%実施（目標値設定）が予定されているが、改善の効果としては目標値の維持管理と考えられ、今後において改善効果の図れる目標設定（例えば、ソフト開発による事務効率の改善や窓口業務の効率化等の手法開発）が考慮されることが望まれる。
2. 地球環境問題への取組の推進（エコオフィス関係）については、各部署からの実施状況について事務局でその結果がまとめられているが、これらのデータから全庁と各部署の活動状況がより判りやすい形（例えば、図式やグラフ等）で提示されることにより、職員が活動の有効性の認識と把握がよりしやすくなると考えられ、教育及びコミュニケーションの場で活用されることが期待される。
3. 福祉保健部・福祉保健課での目標である「平成13年度までに省エネルギー型レントゲン装置の導入」については、目標達成が確実であることが予定されている。これとともに、他の備品整備でも環境保全型商品の導入が図られているが、これら完結する目標についての環境面への効果性、手段の適切性等についてとられた施策の評価を明確にされることが必要である。
4. 平成13年10月16～17日に実施された環境監査結果は、指摘事項0件、注意事項11件、指導事項3件であったが、内容は記録の不備や報告の未実施などが注意及び指導の主体となっていた。
システムが定着してきた段階では、システムの実施状況、目的・目標の達成状況、とられた手順やプロセスの妥当性・有効性等についても監査の対象とされるとともに、ネガティブな面だけでなくポジティブな面（活動が有効に働いた点等）に対しても評価が行われるよう監査レベルの向上が望まれる。

⑪ 大分県環境マネジメントシステム第2期目標設定

ISO第2期では県の事務事業を一層環境に配慮したものにするために、第1期の目標数93項目を上回る107項目（継続66項目、新規41項目）の環境目標を設定した。また、目標の達成状況を客観的に把握し、県民等にわかりやすく示すために、原則として目標の数値化を図ることとし、107項目のうち106項目について数値目標を設定したことにより、数値化率は99%となっている。（第1期は47%）

エコオフィス活動については、第1期に全項目において目標を達成することが出来たが、第2期においても継続して目標設定を行い、さらに環境にやさしいオフィスづくりを目指していくこととした。新規に設定する主な環境目標は次のとおりである。

エコプランの4つの施策	目標項目	目標内容			担当部局
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	
(1)豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造(40項目)	①生態系保全のための魚道整備	1か所	3か所 (累計4か所)	3か所 (累計7か所)	農政部
	②漁民と連携した植栽	4,000本	4,000本 (累計8,000本)	4,000本 (累計12,000本)	林業水産部
(2)循環を基調とする地域社会の構築(27項目)	①32定点の測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素の環境基準達成率	100%	100%	100%	生活環境部
	②化学肥料使用量 化学農薬使用量	9,050t以下 3,675t以下	8,700t以下 3,350t以下	8,350t以下 3,225t以下	農政部
(3)全ての主体が参加する地域社会の形成(15項目)	①高齢者に対する環境教育	360人	360人 (累計720人)	360人 (累計1,080人)	福祉保健部
	②「環境家族」の登録	2,000家族	2,000家族 (累計4,000家族)	1,000家族 (累計5,000家族)	生活環境部
(4)地球環境問題への取組の推進(25項目)	①コピー機のリース	「大分県グリーン購入推進方針」に該当する機器を100%選択	「大分県グリーン購入推進方針」に該当する機器を100%選択	「大分県グリーン購入推進方針」に該当する機器を100%選択	総務部
	②低公害車の導入(平成13年度末3台)	5台 (累計8台)	5台 (累計13台)	5台 (累計18台)	出納事務局



⑫ ホームページでの情報公開

本県では、県庁ホームページの中のISO14001のコンテンツを充実しており、県民へのアカウントビリティ（説明責任）の確保の意味からも、システム文書類をはじめとして、環境目標の達成状況や更新審査結果などを分かり易く掲載している。

今後も迅速なデータ更新を図るとともに、内容をより充実したものにしていく予定である。



3 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1-1-1のとおりである。

表1-1-1 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200t/日以上	—
し尿処理施設の建設	100kl/日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /時間以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

4 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大

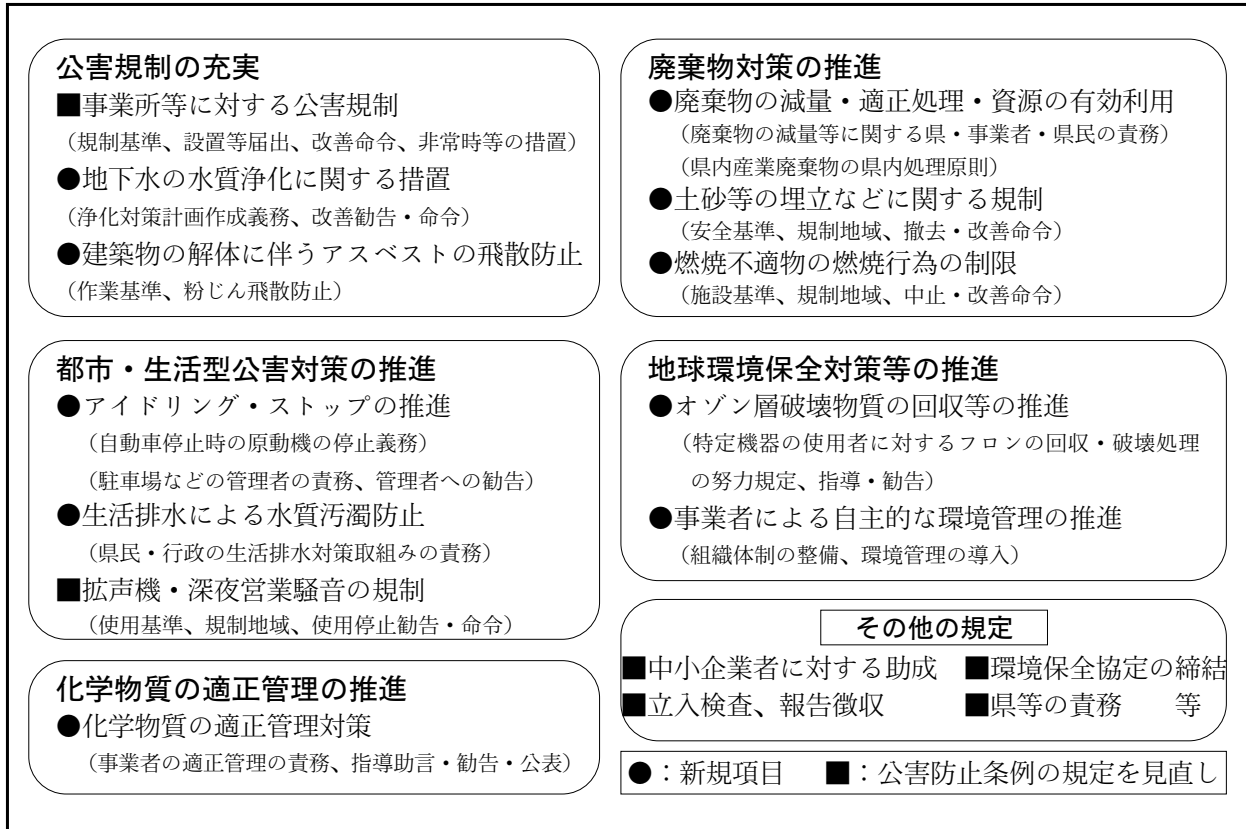
きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。



本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」や「土砂等の埋立て等に関する規制」などに加えて、アイド

リング・ストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後は、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

図 1-1-5 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第2節 環境保全体制の整備等

1 関係法令等の整備状況

(1) 法令の整備状況

戦後の産業復興に伴って生じた公害問題に対処するため、昭和20年代に東京都や大阪府などにおいて公害防止条例が制定されたが、実施のための枠組みや罰則が不十分で必ずしも十分な効果を挙げることはできなかった。昭和30年代に入って我が国の経済が高度成長に向かうにつれて大気汚染や水質汚濁といった公害問題が深刻化し、水俣病等のいわゆる四大公害病が発生した。この時期「ばい煙の排出の規制に関する法律」などが制定されたが、これらは大気・水質などの個別の発生源に着目して対策を講じようとするもので、全国的に拡大していった公害問題に対してとも

すれば後追的になりがちであったため、総合的・計画的に公害問題の解決を図るための枠組みを定める基本法が要望されるようになった。このようにして、「公害対策基本法」が昭和42年8月に制定され、汚染物質の排出規制や公害防止計画制度が導入された。しかし、公害対策基本法制定後も公害の深刻度は増し、体系的な公害対策の推進を求める声が高まってきた。こうした中で政府内に公害対策本部が設置され、昭和45年11月に召集された第64国会、いわゆる「公害国会」で公害対策基本法の改正を含め公害関係14法案が成立し、これにより我が国の公害対策の法体系がほぼ整備された。

一方、高度成長期の国民所得水準の向上と余暇時間の増加によるレジャーブームを背景



に観光開発と自然保護の問題が深刻化していく中で地方公共団体における自然保護条例の制定など、国民の自然保護を求める声を背景に「自然環境保全法」が昭和47年6月に制定され、従来からの自然公園法とあいまって自然環境の保全に関する法体系も整備されていった。

その後も昭和48年11月の「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の制定（昭和53年4月「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改称）、昭和51年6月の「振動規制法」の制定など公害・環境関係法令の整備・強化が図られてきた。

しかしながら、その後の我が国においては、経済の高度成長に伴い大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が進展するにつれて、高度成長期とは異なる形の環境問題が生じてきた。こうした現代の環境問題の対象領域の広がりに対し適切な対策を講じていくためには、従来からの公害対策基本法や自然環境保全法の枠組みでは十分対応していけなくなった。

このような流れの中で、平成4年6月の地球サミットは「持続可能な開発」に向けての原則と行動計画などを取り決め、世界各国に向けて新たな取組を進めることを求めた。平成5年11月にこのような観点に立って制定された「環境基本法」は、「環境の恵沢の享受と承継」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」及び「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の三つの基本理念のもとに、地球環境時代に対応した新たな環境施策を総合的かつ計画的に推進していくこととされている。

また、環境基本法において環境影響評価が初めて国全体の施策として位置づけられたことなどを受け、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定された。

地球温暖化が顕在化しつつある状況のもと、平成9年12月に京都において開催された「気候変動枠組条約」第3回締約国会議（COP3）において京都議定書が採択され、我が国の温室効果ガスの削減目標が6%にされたことを受け、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定されるとともに、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。さらに、平成13年10月にCOP7で京都議定書の運用ルールが合意されたことを受け、平成14年3月には新しい「地球温暖化対策推進大綱」が決定された。

また、廃棄物対策としては、これまで「容

器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が平成7年に、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が平成10年に制定されてきたが、廃棄物問題の抜本的解決を目指すため、平成12年6月に、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、平成12年中に、「建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」などリサイクル関連の法律が整備された。

さらに、平成13年6月には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するために、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定された。

一方、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす可能性のあるダイオキシンや内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に対する国民の不安が高まる中、平成11年7月には、ダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等をするための基準を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」と、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）」が制定された。

さらに、平成13年6月には、オゾン層の破壊の原因となるフロンガスの回収破壊を進めるため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定された。

(2) 条例の整備状況

本県においても、昭和40年代の大分市の臨海部やその周辺地域への企業進出等がもたらす大気中の二酸化硫黄濃度の増加等により地域住民の生活環境にも少なからず影響を及ぼすようになってきたことから、前述の「公害対策基本法」及び公害関係法令の措置を補完し本県の自然的社会的条件に応じた環境行政を推進するため、昭和46年10月の「大分県公害防止条例」をはじめ環境関係条例を逐次制定してきた。しかしながら、複雑、多様化した今日の環境問題に適切に対処していくため、平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定し、本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すとともに、環境アセスメント制度の手続きを定め



た「大分県環境影響評価条例」を3月に、また、現行の公害防止条例を見直し、新たな環境問題にも対応した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を11月に制定した。(表1-2-1)

また、市町村においても、同様に環境関係法令や県条例に基づく環境保全施策を推進するほか、地域の特性に応じた環境保全を図るため、独自に公害の防止や自然環境の保全などを内容とした各種の条例を制定している。(表1-2-2)

2 県における環境行政の推進体制

(1) 行政組織

昭和30年代後半からの公害問題が全国的に拡大する中で、本県でもこれらの問題に専門的に対応する組織として昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置された。その後、本県の環境行政組織は、公害事象の複雑化、広域化に伴い、企画部公害室、公害局の設置等数次にわたる組織の改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するため環境保健部を発足させ、総合的に環境保全行政の推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月には、組織改正により生活環境部において環境行政を担当することとなった。

一方、公害に関する試験研究機関である公害衛生センター（昭和46年5月に公害センターとして発足し、平成3年5月衛生環境研究センターと改称）についてもその後の整備拡充を図るとともに、地方における公害対策を推進するために保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図ってきた。

また、畜産に係る公害対策、環境緑化など多岐にわたる環境保全業務について、農政部、林業水産部などの他部局と連絡調整をとりつつ総合的な環境保全行政の推進を図っている。

平成14年4月現在の本県の環境保全行政組織は図1-2-1のとおりである。

(2) 附属機関

環境保全に関する基本的事項を調査審議するため、大分県環境審議会（昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称）をはじめ各種の審議会を設置している。これらの審議会の組織及び調査審議状況は表1-2-3のとおりである。

（各種審議会の委員の名簿については、資料編2各種審議会委員等名簿参照）

3 市町村における環境行政の推進体制

環境汚染の未然防止を始め、自然環境の保全や快適環境の創造などの環境保全行政を総合的に推進していくためには、国及び地方公共団体が密接な連携を保っていくことが必要である。

特に市町村は、住民の健康を保持し、生活環境を保全するため、国・県の環境保全施策に準じた施策や地域の自然的社会的条件に応じた必要な施策を推進する実施主体として極めて重要な役割を担っている。

市町村の環境行政組織は表1-2-4のとおりであり、大分市ほか37市町村が環境保全に関する基本的事項を調査審議するために環境審議会等の附属機関を設置している。



表 1-2-1 県の環境関係条例

条例等の名称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平11. 9.30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11. 3.16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手續等について規定
〃 施行規則	平11. 6.15	
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11.12.24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
〃 施行規則	平12. 9.18	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	47.12.25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用
大分県公害紛争処理条例	45. 9.29	規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
〃 施行規則	49. 4.26	大分県公害審査会の設置、手續費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	48.12.25	原因不明の公害被害の救済について規定
〃 施行規則	49. 4. 1	大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	32.12.27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
〃 施行規則	33. 3.22	
大分県自然環境保全条例	47.10.13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
〃 施行規則	48. 7.12	
大分県自然海浜保全地区条例	55.10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
〃 施行規則	55.11. 1	
大分県環境緑化条例	48. 4.16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、地域内の行為の届出、緑化のための施策及び協定等について規定
〃 施行規則	48. 4.16	
大分県沿道の景観保全等に関する条例	63. 3.30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定
〃 施行規則	63. 9.26	
大分県温泉法施行条例	平11.12.24	温泉の保護及び利用の適正を図るため、温泉の採取及び利用に係る必要な届出の内容等について規定
温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則	平12. 3.31	



表 1 - 2 - 2 市町村における環境保全関係条例の制定状況（平成14年10月 1 日現在）

種 別	市町村	条 例 の 名 称	制定年月
公害防止条例	大分市	大分市騒音防止条例	50.12
	中津市	中津市騒音防止条例	52. 7
	竹田市	竹田市騒音防止条例	33. 6
	宇目町	宇目町公害対策条例	平 4. 9
	久住町	久住町公害対策条例	平 1.12
	三光村	三光村公害対策条例	平 4. 6
環境保全条例等	別府市	別府市環境保全条例	49.12
	日田市	日田市環境保全条例	47.12
	国見町	国見町美しいまちづくり条例	平 5. 3
	日出町	日出町環境保全条例	平 2. 3
	山香町	山香町環境保全条例	62.12
	野津原町	野津原町環境保全条例	60.10
	挾間町	挾間町環境保全条例	平12. 1
	庄内町	庄内町環境保全条例	平12.10
	湯布院町	湯布院町潤いのある町づくり条例	平 2. 9
	弥生町	弥生町環境保全条例	平12. 3
	三重町	三重町環境保全条例	平14. 3
	犬飼町	犬飼町環境保全条例	49. 9
	荻町	荻町生活環境保全及び開発に関する条例	平 2. 9
	直入町	直入町環境保全条例	平12. 2
	九重町	九重町生活環境保全及び開発に関する条例	63. 6
		九重町生活環境条例	平14. 4
	玖珠町	玖珠町環境保全条例	平 2. 8
中津江村	中津江村環境保全条例	50.12	
大山町	大山町環境保全条例	平12. 9	
天瀬町	天瀬町環境保全条例	平 3. 9	
安心院町	安心院町環境保全条例	平10. 9	
自然環境保全条例等	国見町	国見町自然環境保全条例	50. 3
	国東町	国東町自然環境保護条例	48. 6
	武蔵町	武蔵町自然環境保護条例	48. 3
	佐賀関町	佐賀関町自然環境保護条例	60. 7
	本匠村	本匠村自然環境保護条例	平11. 12
	宇目町	宇目町自然保護育成に関する条例	60. 9
	三重町	三重町自然愛護条例	47. 2
	清川村	清川村自然環境保護条例	55.12
	緒方町	ふるさと「おがた」環境及び景観保全条例	平11. 3
	朝地町	朝地町自然環境保護条例	63. 9
	久住町	久住町自然環境保護条例	48. 9
	上津江村	上津江村自然環境保全条例	平 2. 3
	山国町	山国町自然環境保護条例	50. 3
院内町	院内町環境景観保全条例	平 5. 3	
空き缶・乾電池等の散乱防止・環境美化に関する条例	大分市	大分市環境美化に関する条例	61. 3
	別府市	別府市地域環境美化条例	平12. 9
	中津市	中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	62. 3
	佐伯市	佐伯市環境美化条例	平 9. 3
	臼杵市	臼杵市環境美化に関する条例	平 6. 3
	津久見市	津久見市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	61. 3
	竹田市	竹田市環境美化に関する条例	59.12
	豊後高田市	豊後高田市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	60. 3
	宇佐市	宇佐市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.12
	大田村	大田村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	61. 4
	真玉町	真玉町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	平 8.12
	香々地町	香々地町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	61. 1
	姫島村	姫島村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 6
	国東町	国東町環境美化条例	56.10
	武蔵町	武蔵町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10



種 別	市町村	条 例 の 名 称	制定年月
空き缶・乾電池等の散乱防止・環境美化に関する条例	安岐町	安岐町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 9
	日出町	日出町空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例	平 7. 3
	野津原町	野津原町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	60. 3
	挾間町	挾間町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	60. 3
	庄内町	庄内町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.12
	湯布院町	湯布院町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10
	佐賀関町	佐賀関町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 7
	本匠村	本匠村環境美化条例	平13.12
	宇目町	宇目町の環境をよくする条例	平 8. 3
	米水津村	米水津村の環境美化に関する条例	平12. 4
	蒲江町	蒲江町の環境をよくする条例	平 8. 6
	野津町	野津町の環境をよくする条例	平 6. 3
	三重町	三重町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 8
	清川村	清川村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 9
	緒方町	緒方町空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例	59.10
	〃	緒方町使用済み乾電池の散乱の防止及び回収の促進に関する条例	59.10
	朝地町	朝地町環境美化並びに有価ごみ再資源化推進条例	平10. 3
	大野町	大野町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10
	千歳村	千歳村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	62. 3
	久住町	久住町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 6
	直入町	直入町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10
	玖珠町	玖珠町使用済み乾電池等の散乱の防止及び回収の促進に関する条例	60. 3
	中津江村	中津江村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	60. 3
	三光村	三光村環境美化に関する条例	平13. 6
	本耶馬溪町	本耶馬溪町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10
	耶馬溪町	耶馬溪町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59. 9
山国町	山国町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	61.12	
院内町	院内町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	60. 3	
安心院町	安心院町空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例	59.10	
その他の環境関連条例	大分市	大分市名木保存条例	48.10
	中津市	中津市あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	59.10
	佐伯市	佐伯市歴史的環境保存条例	56. 3
	竹田市	竹田市史跡等環境保存条例	54. 7
	杵築市	杵築市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平10. 7
	日出町	日出町水道水源保護条例	平 2.10
		日出町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平11. 9
	国見町	国見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平10.12
	国東町	国東町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平 9. 9
	武蔵町	武蔵町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平10. 6
	安岐町	安岐町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平10.10
	湯布院町	湯布院町あき地の雑草等の除去に関する条例	51. 9
	三重町	三重町あき地等の環境保全に関する条例	59. 8
	〃	三重町土石採取条例	49. 7
三光村	三光村あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	62. 7	

備考 1) 公害防止条例等 公害防止条例のほか、騒音防止条例等公害対策に係るもの
2) 環境保全条例等 環境保全条例、環境基本条例等の環境保全に係るもの
3) 自然環境保全条例等 自然環境保全条例、自然保護条例等の自然保護に係るもの
4) その他環境関連条例 上記のほか、環境に関する条例で「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」以外のもの



図1-2-1 県の環境保全行政組織（平成14年4月現在）

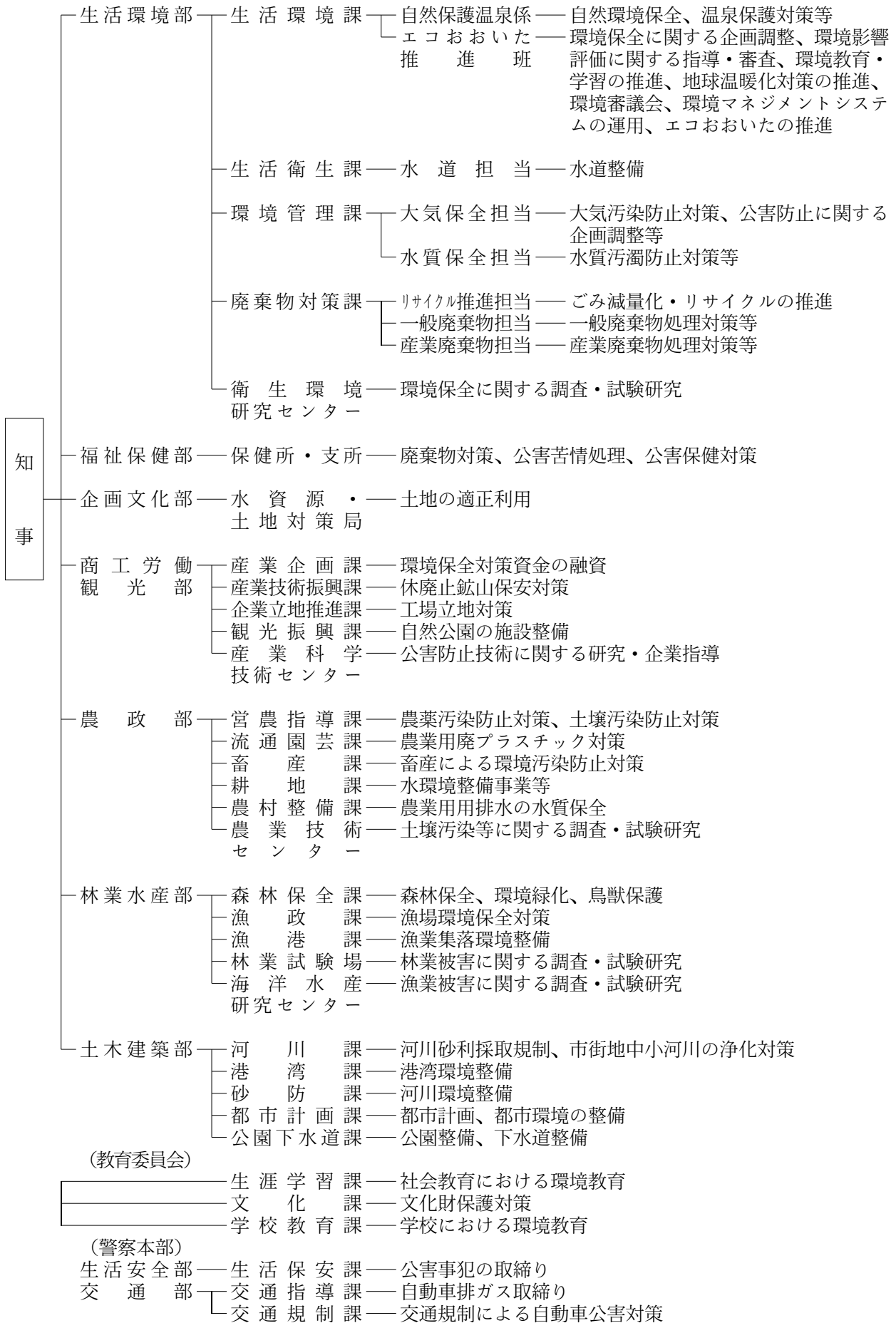




表 1-2-3 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

名 称	根 拠 法 令 (設置年月日)	所 掌 事 務	組 織	13 年 度 の 開 催 状 況
大分県環境 審 議 会	環境基本法 第43条 水質汚濁防止法 第21条第2項 大分県環境審議会 条例(6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、環境 の保全に関する基本的事 項について、調査審議し 意見を述べること	委 員 30人 特別委員 5人	13.12.14 14. 2.27
大分県自然 環 境 保 全 審 議 会	自然環境保全法 第51条 大分県自然環境 保全審議会条例 (48. 7.12)	知事の諮問に応じ、自然 環境の保全に関する重要 事項について調査審議し 意見を述べること	委 員 42人 自然環境保全部会 10人 鳥獣部会 13人 自然公園部会 13人 環境緑化部会 10人 温泉部会 12人	部 会 13. 9.24 部 会 13. 6.13 13. 9.26 13.12. 6 14. 3. 1
大分県沿道 景 観 保 全 審 議 会	大分県沿道の景観 保全等に関する条 例第16条 (63. 3.30)	知事の諮問に応じ、地区 の指定基本計画等の重要 事項について調査審議し 意見を述べること。	委 員 10人	



表 1 - 2 - 4 市町村の環境行政担当組織

(平成14年 4 月 1 日現在)

市町村名 (電話番号)	公害担当組織	廃棄物 担当組織	自然保護 担当組織	環境基本計 画担当組織	附 属 機 関
大 分 市 097-534-6111	環境対策課 水質分析センター	清掃管理課 清掃施設課 清掃業務課	環境対策課	環境対策課	大分市環境審議会
別 府 市 0977-21-1111	環境安全課	清掃課	環境安全課	環境安全課	別府市環境保全審議会
中 津 市 0979-22-1111	生活環境課	清掃第一課 清掃第二課	生活環境課	生活環境課	中津市環境審議会 中津市廃棄物減量等推進審議会 中津市ベッコトソボ`生息環境保護 活用検討委員会
日 田 市 0973-23-3111	環境課	環境課	環境課	環境課	日田市環境審議会
佐 伯 市 0972-22-3111	生活環境課	清掃課	生活環境課	生活環境課	佐伯市環境審議会
臼 杵 市 0972-63-1111	環境課	環境課	環境課	環境課	臼杵市環境審議会 臼杵市廃棄物減量等推進審議会
津 久 見 市 0972-82-4111	環境保全課	環境保全課	環境保全課	環境保全課	津久見市公害対策審議会
竹 田 市 0974-63-1111	総務課	保険衛生課	保険衛生課	保険衛生課	竹田市環境対策協議会
豊 後 高 田 市 0978-22-3100	保険衛生課	保険衛生課	保険衛生課	保険衛生課	豊後高田市公害対策審議会
杵 築 市 09786-2-3131	保険衛生課	保険衛生課	保険衛生課	保険衛生課	杵築市公害対策協議会
宇 佐 市 0978-32-1111	環境対策課	環境対策課	環境対策課	環境対策課	宇佐市環境審議会 宇佐市空き缶等対策審議会
大 田 村 0978-52-2222	住民課	住民課	住民課	住民課	
真 玉 町 0978-53-5111	町民課	町民課	農林水産課	町民課	
香 々 地 町 0978-54-3111	住民課	住民課	産業課	住民課	
国 見 町 0978-82-1111	環境衛生課	環境衛生課	産業課	環境衛生課	国見町自然環境保全審議会
姫 島 村 0978-87-2111	保健衛生課	保健衛生課	産業課	保健衛生課	姫島村デポジットシステム運営 協議会
国 東 町 0978-72-1111	保健環境課	保健環境課	保健環境課	保健環境課	国東町自然環境保護対策審議会
武 蔵 町 09786-8-1111	企画課	環境生活課	企画課	環境生活課	武蔵町自然環境保護対策審議会
安 岐 町 0978-67-1111	企画課	町民課	企画課	町民課	安岐町環境美化対策委員会
日 出 町 0977-73-3111	生活環境課	生活環境課	農林課	生活環境課	日出町環境保全審議会
山 香 町 0977-75-1111	環境整備課	環境整備課	環境整備課	環境整備課	山香町環境保全審議会



市町村名 (電話番号)	公害担当組織	廃棄物 担当組織	自然保護 担当組織	環境基本計 画担当組織	附 属 機 関
野津原町 097-588-1111	福祉健康課	福祉健康課	企画商工課	企画商工課	野津原町環境保全審議会 野津原町空き缶等対策協議会
挾間町 097-583-1111	環境保全課	環境保全課	環境保全課	環境保全課	挾間町環境保全審議会
庄内町 097-582-1111	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	庄内町環境保全審議会
湯布院町 0977-84-3111	生活環境課	生活環境課	総合政策局	総合政策局	湯布院町廃棄物処理施設公害対 策審議会
佐賀関町 097-524-4319	環境保全課	環境保全課	企画調整課	環境保全課	佐賀関町自然環境保護対策審議 会
上浦町 0972-32-3111	総務課	環境整備課	環境整備課	環境整備課	
弥生町 0972-46-1111	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	弥生町環境保全審議会
本匠村 0972-56-5111	福祉衛生課	福祉衛生課	福祉衛生課	福祉衛生課	本匠村廃棄物減量等推進審議会 本匠村自然環境保護対策審議会
宇目町 0972-52-1111	町民福祉課	町民福祉課	町民福祉課	町民福祉課	宇目町公害対策審議会 宇目町ごみ減量・有資源化等推進協議会
直川村 0972-58-2111	総務課	福祉保健課	福祉保健課	福祉保健課	直川村廃棄物減量等推進審議会
鶴見町 0972-33-1111	地域整備課	地域整備課	産業振興課	地域整備課	
米水津村 0972-35-6111	福祉保健課 地域整備課	福祉保健課 地域整備課	地域整備課	福祉保健課	
蒲江町 0972-42-1111	ふれあい町民課	ふれあい町民課	ふれあい町民課	ふれあい町民課	蒲江町廃棄物減量等推進審議会
野津町 0974-32-2220	町民生活課	町民生活課	町民生活課	町民生活課	野津町公害対策審議会 野津町環境対策審議会
三重町 0974-22-1001	環境整備課	環境整備課	環境整備課	環境整備課	三重町自然愛護審議会 三重町環境保全審議会
清川村 0974-35-2111	税務住民課	税務住民課	税務住民課	税務住民課	
緒方町 0974-42-2111	税務住民生活課	税務住民生 活課	税務住民生 活課	税務住民生 活課	緒方町省資源対策協議会
朝地町 0974-72-1111	農林課 ふるさと振興課 住民課	農林課 ふるさと振興課 住民課	ふるさと振興課	住民課	朝地町自然環境保護対策審議会
大野町 0974-34-2301	環境衛生課	環境衛生課	産業課	環境衛生課	
千歳村 0974-37-2111	住民福祉課	住民福祉課	農林商工課	住民福祉課	
犬飼町 0975-78-1111	町民課	町民課	町民課	町民課	犬飼町環境保全対策審議会 犬飼町公害防止対策審議会
荻町 0974-68-2211	産業課 住民課	住民課	総務企画課	住民課	



市町村名 (電話番号)	公害担当組織	廃棄物 担当組織	自然保護 担当組織	環境基本計 画担当組織	附 属 機 関
久 住 町 0974-76-1111	企画調整課	企画調整課	商工観光課	企画調整課	久住町公害対策審議会 久住町空き缶等対策協議会
直 入 町 0974-75-2211	町民課	町民課	経済課	町民課	
九 重 町 09737-6-2111	住民課	住民課	住民課	住民課	廃棄物減量等推進審議会
玖 珠 町 09737-2-1111	町民課	町民課	商工観光課	町民課	
前 津 江 村 0973-53-2111	税務住民課	税務住民課	税務住民課	税務住民課	
中 津 江 村 0973-54-3111	住民課	住民課	住民課	住民課	
上 津 江 村 0973-55-2011	住民福祉課	住民福祉課	開発課	住民福祉課	上津江村自然環境保全審議会
大 山 町 0973-52-3101	住民福祉課	住民福祉課	住民福祉課	住民福祉課	
天 瀬 町 0973-57-3101	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	
三 光 村 0979-43-2050	生活環境課	生活環境課	生活環境課	生活環境課	三光村公害対策審議会
本 耶 馬 溪 町 0979-52-2211	住民課	住民課	企画観光課	住民課	本耶馬溪町空き缶等対策審議会 本耶馬溪町公害対策審議会
耶 馬 溪 町 0979-54-3111	環境課	環境課	環境課	環境課	耶馬溪町空き缶等対策審議会 耶馬溪町環境審議会
山 国 町 0979-62-3111	住民課	住民課	住民課	住民課	山国町空き缶等対策審議会 山国町自然環境保護対策審議会
院 内 町 0978-42-5111	議会事務局	住民課	産業課	住民課	院内町空き缶等対策審議会
安 心 院 町 0978-44-1111	町民課	町民課	町民課	町民課	安心院町環境保全審議会 安心院町空き缶等対策審議会